

一般社団法人防衛施設学会細則

平成28年3月1日制定
[令和8年3月26日改定]

一般社団法人防衛施設学会（以下「学会」という。）の運営に関しては、一般社団法人防衛施設学会定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

第1章 会員

（会員の資格の取得、退会等）

第1条 定款第5条（会員の種類）、第7条（会員の資格の取得）及び第10条（退会）に定める会員の資格の取得及び退会に係る基準、手続き等については、次のとおりとする。

1 正会員の資格

次のいずれかの基準に該当し、理事会が適当と認める者

- (1) 防衛施設関連業務に携わってきた者
- (2) 土木、建築、設備、通信、危機管理、防災、防犯、エネルギー等の実務者及び研究者
- (3) 学生会員は、卒業又は修了と同時に正会員に移行するものとする。

2 会員の資格の取得、退会等

- (1) 学会の正会員、法人会員又は学生会員として入会するときは、別紙「入会申込書（正会員用、法人会員用及び学生会員用）」に所要の要件を記入し、理事長に申し込むものとする。
- (2) 法人会員は、法人その他の団体の代表者として連絡担当者を定め、連絡担当者が学会との諸手続き、連絡業務等を担うものとする。
- (3) 正会員、法人会員又は学生会員が入会后、入会申込書の登録事項を変更するときは、別紙「登録事項変更届出書」に所要の要件を記入し、速やかに理事長に届け出るものとする。
- (4) 会員は、退会するときは、別紙「退会届出書」に所要の要件を記入し、1か月以上前に理事長に届け出るものとする。
- (5) 前1号から4号の規定に基づき入会の申込み、入会後の登録事項変更の届け出又は退会の届け出があったときは、理事会は速やかに審査等を行い可否を決定し、理事長が当該申込者又は届出者に通知するものとする。

(会員の待遇)

第2条 定款第9条に定める会員の待遇は、次のとおりとする。

- (1) 研究成果を学会誌その他の刊行物又は研究発表会において発表すること。
- (2) 学会が行う展示会等に出展すること。
- (3) 学会が行う研究発表会、講演会、講習会、見学等の行事に参加すること。
- (4) 学会保管の図書、その他資料を閲覧すること。
- (5) その他理事会が認める待遇。

第2章 会費

(会費)

第3条 定款第8条に定める会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員の年会費 5,000円
- (2) 法人会員の年会費 70,000円

但し、法人会員のうち一般公益法人、一般財団法人及び一般社団法人等で公益性のある法人でかつ学会との相互連携活動を行う法人は、会費を徴収しない。

- (3) 学生会員の年会費 1,000円

2 学会は、総会の議決を経て前項以外の臨時会費及び拠出金を徴収することができる。

(会費の免除)

第4条 正会員のうち名誉会員の称号を贈られた者は、会費を免除する。

(納付)

第5条 会費は、原則として1事業年度分前納とする。

第3章 総会

(議事録)

第6条 定款第24条2項に定める議事録の署名人は、議長並びに当該総会に出席した理事及び監事の中からそれぞれ1名を選出するものとする。

第4章 役員

(理事の職務及び職務分担等)

第7条 定款第28条に定める理事の職務分担は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|------|
| (1) 常務理事等 | |
| ア 理事長 | 1名 |
| イ 副理事長 | 1名 |
| ウ 常務理事 (総括担当) | 1名 |
| エ 常務理事 (事務局担当) | 1名 |
| (2) 理事 | 9名以内 |

第5章 会務

(幹事会の設置)

第8条 学会の会務を執行するために、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、理事会を補佐し、学会の事業を執行するため、幹事会を担当する理事(以下「担当理事」という。)及び定款第42条で定める幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は、定例幹事会と臨時幹事会の2種類とする。
- 4 幹事会の議長は、担当理事がこれに当たる。
- 5 幹事会の議事録は、出席した幹事が作成し、議長が確認するものとする。
- 6 その他、幹事会の運営等に関する規程は、一般社団法人防衛施設学会運営規程(以下「運営規程」という。)に定める。

(委員会の設置)

第9条 学会の会務を執行するために、次の委員会を設置する。

- (1) 調査研究委員会
 - (2) 技術評価委員会
 - (3) 出版委員会
 - (4) 企画委員会
 - (5) 広報委員会
 - (6) 建設技術研究委託・助成等審査委員会
 - (7) 表彰選考等委員会
- 2 理事長は、会務を執行するため必要があるときは、前項の委員会以外に理事会の承認を得て、委員会を置くことができる。

- 3 委員長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 4 理事長は、会務を執行するため必要があときは、理事会の承認を得て各委員会に部会を置くことができる。委員会部会に関する規程は、運営規程に定める。

第6章 表彰

(防衛施設学会賞)

第10条 防衛施設工学又は防衛施設学会事業に関して、著しい貢献をしたものに対し、防衛施設学会賞を授与する。

(賞状)

第11条 前条に規定する防衛施設学会賞に該当するもの以外で、防衛施設学会の目的遂行等に関して、特に貢献したものに表彰状及び感謝状を授与する。

第7章 事務局

(設置等)

第12条 定款第43条に定める学会の事務局の事務は、常務理事(事務局担当)が兼務し掌理する。

- 2 事務局に置く職員の任免、服務及び給与その他必要な事項については、理事会の承認を得て理事長が定めるものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の管理方法)

第13条 学会の資産の管理方法は、一般社団法人防衛施設学会会計規程(以下「会計規程」という。)に定める。

(決算書の作成)

第14条 定款50条で定める貸借対照表、損益計算書、貸借対照表及び損益計算書の付属明細書の書類の作成方法は、会計規程に定める。

(暫定予算)

第15条 やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成

立の日まで前事業年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

- 2 前項の規定により編成した暫定予算は、事前又は事後において理事会の承認を受けなければならない。

第9章 補則

(運営規程等)

第16条 この細則施行に必要な規程は、運営規程及び会計規程で定める。

(細則の変更)

第17条 この細則の変更は、理事会において行うものとする。

附則

- 1 細則第1条第2項に定める会員の入会手続きは、旧防衛施設学会の会員で継続して入会を希望する者は、入会のための手続きは必要ないものとする。
- 2 この細則は、学会の設立の登記の日(平成28年3月1日)から施行する。
- 3 この細則の一部変更は、平成30年6月26日から施行する。
- 4 この細則の一部変更は、令和元年5月22日から施行する。
- 5 この細則の一部変更は、令和2年6月25日から施行する。
- 6 この細則の一部変更は、令和3年6月26日から施行する。
- 7 この細則の一部変更は、令和6年5月30日から施行する。
但し、第3条に規定する正会員及び法人会員に係る年会費は、令和7年度年会費から適用する。
- 8 この細則の一部変更は、令和8年3月26日から施行する。

別紙：添付書類

細則第1条に定める「入会申込書（正会員用、法人会員用、学生会員用）」、「登録事項変更届出書」及び「退会届書」の書式は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------|
| 1 正会員入会申込書 | 別記書式1 |
| 2 法人会員入会申込書 | 別紙書式2 |
| 3 学生会員入会申込書 | 別紙書式3 |
| 4 登録事項変更届出書 | 別紙書式4 |
| 5 退会届出書 | 別紙書式5 |

(注) 各種入会申込書・届出書の書式は、学会ホームページの「入会案内・各種届出」欄に掲載されています。